

諮問日：令和5年6月14日（令和5年度（情）諮問第13号）

答申日：令和5年11月21日（令和5年度（情）答申第27号）

件名：東京高等裁判所における量刑不当で破棄自判した裁判例の記録の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「量刑不当で高裁が1審破棄自判した高裁判例。例えば、求刑3年、1審2年6か月について、破棄自判して高裁が2年。このような実例（判例）の量刑不当（破棄）の記録」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、開示対象外（裁判事務に関する文書）とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が令和5年5月1日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

破棄自判（量刑不当等）判決は、県立図書館等又は判例時報等（冊子）でも国民は閲覧可能でなぜそれを不開示にするのか疑義があり、苦情の申出をする。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 東京高等裁判所は、本件開示申出を、高等裁判所が量刑不当により一審判決を破棄して自判した刑事控訴事件の判決を含む記録の開示を求めるものと整理した。
- 2 この点、司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的

記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして裁判所が保有しているものであり、裁判事務に関する文書は、司法行政文書には含まれず、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

本件開示申出の内容に照らし、東京高等裁判所による上記1の整理は合理的である。

これを前提とすると、本件開示申出に係る文書は、裁判手続において作成され、事件記録に編てつされている文書が想定されるところ、これは裁判事務に関する文書であり、司法行政文書には当たらないことから、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

- 3 苦情申出人は、破棄自判の判決は、県立図書館等又は法律雑誌等でも閲覧可能であるにもかかわらず、なぜ不開示とするのか疑義があるなどと主張しているが、本件開示申出に関する整理は上記のとおりであるから、2のとおり、司法行政文書開示手続の対象とはならないとする原判断に不合理な点はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年6月14日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月20日 審議
- ④ 同年11月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の説明によれば、東京高等裁判所は、本件開示申出を、高等裁判所が量刑不当により一審判決を破棄して自判した刑事控訴事件の判決を含む記録の開示を求めるものと整理したとのことであるが、本件開示申出書の記載内容に照らし、上記整理は妥当である。

ところで、取扱要綱によれば、司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する

文書、図画及び電磁的記録であつて、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものであり（取扱要綱記第1）、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれないものと解される。

これを踏まえると、本件開示申出に係る文書は、裁判手続において作成され、事件記録に編てつされている文書が想定されるとする最高裁判所事務総長の説明に不合理な点はなく、同文書は裁判事務に関する文書にほかならないから、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子